

令2福個答申第1号
令和2年6月19日

福岡市長 高島 宗一郎 様
(博多区市民部課税課)
(博多区総務部総務課)

福岡市個人情報保護審議会
会長 村上 裕章
(総務企画局行政部情報公開室)

保有個人情報の開示請求に係る一部開示決定処分
及び非開示決定処分に対する審査請求について（答申）

福岡市個人情報保護条例（平成17年福岡市条例第103号）第49条第1項の規定に基づき、平成30年12月25日付け博課税第223号、平成31年4月17日付け博区総第14号及び令和元年5月10日付け博課税第65号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

1 諮問第138号

「国民健康保険に係る経過記録等に記載された個人情報」の保有個人情報一部開示決定処分及び非開示決定処分に対する審査請求

2 諮問第139号

「国民健康保険に係る収納状況等に記載された個人情報」の保有個人情報一部開示決定処分及び非開示決定処分に対する審査請求

3 諮問第140号

「審査請求人に対して行った全ての行政処分行為に至った経緯が記載された個人情報」の保有個人情報一部開示決定処分に対する審査請求

答 申

1 審議会の結論

(1) 諮問第138号

- ① 「国民健康保険に係る経過記録等に記載された個人情報」（以下「本件個人情報1」という。）に関し、福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った非開示決定処分は妥当である。
- ② 本件個人情報1に関し、実施機関が行った一部開示決定処分のうち、次の部分については開示すべきである。

| |
|-----------------------------------|
| 開示することが妥当である部分 |
| 「滞納管理カード（経過記録）」のうち「最終収納額」欄下の「滞納額」 |

(2) 諮問第139号

「国民健康保険に係る収納状況等に記載された個人情報」（以下「本件個人情報2」という。）に関し、実施機関が行った一部開示決定処分及び非開示決定処分は妥当である。

(3) 諮問第140号

「審査請求人に対して行った全ての行政処分行為に至った経緯が記載された個人情報」（以下「本件個人情報3」という。）に関し、実施機関が行った一部開示決定処分のうち、次の部分については開示すべきである。

| |
|---|
| 開示することが妥当である部分 |
| 平成〇年〇月〇日付け「滞納管理カード（経過記録）」の「内容」欄のうち「主来所」から始まる一文の3行目17文字目から4行目28文字目まで |

2 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、実施機関が審査請求人に対して行った、本件個人情報1に係る平成30年11月8日付けの一部開示決定処分及び非開示決定処分、本件個人情報2に係る平成31年2月1日付けの一部開示決定処分及び非開示決定処分並びに本件個人情報3に係る同年3月22日付けの一部開示決定処分（以下併せて「本件各処分」という。）を取り消すとの裁決を求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

① 諮問第138号

ア 平成30年10月30日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市個人情報保護条例（平成17年福岡市条例第103号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、本件個人情報1について開示請求を行った。

なお、審査請求人は、保有個人情報開示請求書に次のように記述している。
「福岡市の保有する、私が国民健康保険に加入して以来今現在まで私の保険料納付、保険証の件に関する資料：例えば、私の納付状況、私に対しての各種行政処分決定、毎回の面談記録、また〇年〇月から今現在までの経過措置およびその他保有している私に関する個人情報（例えば：録音又は映像などの情報）また、私に対して行った徴収手段、方法、処分に至った経緯などなどに関する行政又は法的な根拠等を全て開示してくださるようお願い致します。」（表現を一部補正）

イ 平成30年11月8日、実施機関は、本件個人情報1について、その一部を条例第20条第6号に規定する非開示情報に該当するとして、その余の部分を開示する一部開示決定処分を行い、また、一部開示決定処分を行った以外には開示請求に係る保有個人情報を保有していないとして非開示決定処分を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 平成30年11月26日、審査請求人は、実施機関の処分を不服として審査庁である福岡市長に対して審査請求を行った。

エ 平成31年2月27日、実施機関は、本件個人情報1のうち、録音データについて一部開示漏れがあったとして追加の開示決定処分を行い、その旨を審査請求人に通知した。

② 諮問第139号

ア 平成31年1月23日、審査請求人は、実施機関に対し、条例第18条の規定に基づき、本件個人情報2について開示請求を行った。

なお、審査請求人は、保有個人情報開示請求書に次のように記述している。
「私が国民健康保険に加入して以来毎月あたり納付した保険料の金額および納付した日にちを正確かつ分かりやすく文書にて開示してください。今現在未納状態の金額、滞納させている金額およびその理由、根拠などなどを正確かつ分かりやすく文書にて開示してください。保険証を発行してくれない理由、根拠およびそれにもとづく法律条文、行政ルール、政令などなどを文書にて開示してください。」（表現を一部補正）

イ 平成31年2月1日、実施機関は、本件個人情報2について、その一部を条例第20条第3号に規定する非開示情報に該当するとして、その余の部分を開示する一部開示決定処分を行い、また、一部開示決定処分を行った以外には開示請求に係る保有個人情報を保有していないとして非開示決定処分を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 平成31年3月18日、審査請求人は、実施機関の処分を不服として審査庁であ

る福岡市長に対して審査請求を行った。

エ 令和元年6月20日、実施機関は、本件個人情報2のうち、条例第20条第3号に該当するとして非開示としていた部分について、その一部を開示するとともに、引き続き非開示を維持する部分は、同号ではなく同条第6号に該当するとして新たな一部開示決定処分を行い、その旨を審査請求人に通知した。

③ 諮問第140号

ア 平成31年3月12日、審査請求人は、実施機関に対し、条例第18条の規定に基づき、本件個人情報3について開示請求を行った。

なお、審査請求人は、保有個人情報開示請求書に次のように記述している。
「〇〇年から〇〇年（納付書を発行しなかった）および今日まで、私に対して行った全ての行政処分行為に至った経緯（経過記録だけではない）。例えば、財産調査、差押、国民健康保険被保険者証返還請求通知書に記載された根拠条文を基にした行政処分を私に適用することになった経緯が知りたい。当該行政処分だけではなく、請求期間中の全ての行政処分行為に至った経緯が知りたい。」
（表現を一部補正）

イ 平成31年3月22日、実施機関は、本件個人情報3について、その一部を条例第20条第6号に規定する非開示情報に該当するとして、その余の部分を開示する一部開示決定処分を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 平成31年4月10日、審査請求人は、実施機関の処分を不服として審査庁である福岡市長に対して審査請求を行った。

3 審査請求人及び実施機関の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書及び反論意見書によると、おおむね次のように主張している。

① 審査請求人は国民健康保険に加入して以降、分割納付にて誠実に支払いを行ってきた。それにもかかわらず、実施機関は審査請求人が保険料を払えないよう、保険料決定通知書の送付時に納付書を意図的に抜き取り、窓口で現金も受け取らず、審査請求人を滞納者に仕立て上げた。この件につき、実施機関が文書を保有していないというのは虚偽であり、経緯等を開示しないことは違法である。

② 実施機関が保険料の徴収ルールを無視し、違法な手段で審査請求人の銀行口座等の財産調査を複数回行ったことは、権力濫用、人格人権の侵害及びプライバシー侵害である。この違法行為を隠すため、実施機関は経過記録に虚偽の記載を

行い、公文書を偽造し、審査請求人に関する映像録音内容を隠蔽している。実施機関は、処分に至った詳細な経緯、理由及びそれらを裏付ける法的又は行政的根拠を開示しておらず、また、映像録音内容の全てを開示していないため、全てを開示すべきである。

- ③ 実施機関は、非開示としたところだけではなく、審査請求人が文書の名称を知らない保有個人情報についても、開示請求書のとおり開示することを求める。

(2) 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び令和2年2月28日の当審議会審査請求部会における口頭意見陳述によると、本件各処分に関して、おおむね次のように主張している。

- ① 実施機関は、「滞納管理カード（経過記録）」の一部を非開示としている。

「滞納管理カード（経過記録）」には、納付義務者等との交渉内容、財産調査結果、発送した帳票の種類や日付及び対応職員の所見等を記録している。記録した情報を基に、国民健康保険料（以下「国保料」という。）の滞納者に対する今後の交渉方針・催告方法・滞納処分の実行可能性等を見定め、滞納解消に係る方針を立案することから、「滞納管理カード（経過記録）」は国保料徴収業務を適正に遂行するに当たり、極めて重要な役割を果たすものである。

本市国保料の徴収に係る滞納整理を進める上で、「滞納管理カード（経過記録）」に記載されている情報の全てが一旦公開されることになれば、今後の交渉及び滞納整理方針並びに処分の決定に関わる一連の流れが滞納者等に明白となる。そのような場合、各種調査の方法や時期などが明らかになることで、一部の滞納者が滞納処分を不当に免れるため財産の隠蔽や処分を行うことにより、国保料の徴収に係る事務に関し、市の機関による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるため、条例第20条第6号に該当する。

- ② 実施機関は、録音又は映像などの情報について、平成〇年〇月〇日の録音データを審査請求人に開示した。

録音内容については、審査請求人が実施機関の納付相談窓口において行った納付交渉を音声記録電子機器記録器（以下「音声記録機」という。）を使用して記録した録音データを開示したものである。音声記録機を使用した記録は、全ての納付相談者との交渉の際に行っているものではなく、交渉内容を記録した方が今後の交渉に資すると判断した場合に適宜記録している。

審査請求人より開示請求が行われ、実施機関が保有する音声記録機5台全てにおいて、平成〇年〇月〇日から〇〇〇〇〇を〇〇した〇年〇月〇日までの記録内容を確認したところ、審査請求人との交渉内容が記録されていたのは平成〇年〇月〇日の記録のみであった。それ以外の録音データは存在しないため、実施機関は保有していない。

また映像記録に関し、審査請求人が実施機関に来庁した日の窓口を録画していた防犯カメラの映像は、自動上書きの方法により消去されているため、実施機関は保有していない。

- ③ その他、以下を対象文書に特定した。
- ・ 国民健康保険料納付記録（徴収記録）及び処分記録（賦課処分）として「国民健康保険料収納（徴収）状況」
 - ・ 財産調査を行った根拠を記載した文書として「収納及び滞納整理に係る財産等の調査について」
 - ・ 行政処分を行った根拠を記載した文書及び保険証を発行してもらえない理由、根拠、法律条文等を記載した文書として「国民健康保険被保険者証返還請求通知書」
 - ・ 審査請求人が納付した国保料の金額及び納付した日付けを記載した文書として「収納状況」及び「納付履歴」
 - ・ 未納の金額及び滞納の金額を記載した文書として「滞納金額明細書」
- ④ 審査請求人の財産調査を行う根拠について記載された文書は、「収納及び滞納整理に係る財産等の調査について」だけである。文書中には、具体的な調査方針及び手法が記載されているため、それらが明らかになれば財産の隠蔽につながるおそれがあり、今後の徴収業務に支障があることから、条例第20条第6号に該当する。
- ⑤ 「収納状況」及び「納付履歴」は、システム画面のハードコピーであるが、非開示部分は、ハードコピー時に写った「滞納管理カード（経過記録）」画面の一部である。よって、「滞納管理カード（経過記録）」同様、条例第20条第6号に該当する。
- ⑥ 審査請求人は、審査請求人に対する各種行政処分決定に関する文書を請求しているが、審査請求人に対する行政処分について記載された文書のうち、再出力が可能なものは「国民健康保険被保険者証返還請求通知書」だけである。その他、審査請求人に対して行った処分がわかる文書として、「国民健康保険料決定通知書」及び「督促状」があるが、機械的に端末から出力して審査請求人に送った後は控えを残していない。
- ⑦ 審査請求人はその他「毎回の面談記録」、「発行するはずの納付書を抜き取りした行為の経緯と理由」、「滞納させている理由、根拠」等を求めているが、上記対象文書以外に、審査請求人が求める内容を記載した文書は保有していない。

4 審議会の判断

上記のような審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審議会は次のとおり判断す

る。

(1) 本件個人情報 1，本件個人情報 2 及び本件個人情報 3 について

- ① 実施機関は，本件個人情報 1，本件個人情報 2 及び本件個人情報 3（以下併せて「本件各個人情報」という。）が記録された公文書として，次表に掲げるものをそれぞれ特定し，開示決定処分又は一部開示決定処分を行うとともに，これら以外に本件各個人情報が記録された公文書は保有していないとして，非開示決定処分を行っている。

| 本件個人情報 1 が記録された公文書 | 開示・非開示の別等 |
|--|---------------------|
| ア「滞納管理カード（経過記録）」 （平成〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで） | 一部開示 （条例第20条第6号） |
| イ「国民健康保険料収納（徴収）状況」 | 開示 |
| ウ「収納及び滞納整理に係る財産等の調査について」 | 一部開示 （条例第20条第6号） |
| エ「国民健康保険被保険者証返還請求通知書」 | 開示 |
| オ「平成〇年〇月〇日来庁時の録音データ」 | 開示 |

| 本件個人情報 2 が記録された公文書 | 開示・非開示の別等 |
|--|---------------------|
| カ「収納状況」及び「納付履歴」 | 一部開示 （条例第20条第6号） |
| キ「滞納金額明細書」 | 開示 |
| ク「国民健康保険被保険者証返還請求通知書」 （審議会注：エと同一文書） | 開示 |

| 本件個人情報 3 が記録された公文書 | 開示・非開示の別等 |
|--|---------------------|
| ケ「滞納管理カード（経過記録）」 （平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで） | 一部開示 （条例第20条第6号） |

- ② なお，実施機関は，本件個人情報 1 が記録された公文書のうちオについては，平成30年11月8日付けの処分の時点ではこれを保有していないとしていたが，その後の調査で当該録音データの存在が判明したため，平成31年2月27日付けでこれを開示する追加の開示決定処分を行っている。

- ③ また，実施機関は，本件個人情報 2 が記載された公文書のうちカについては，当初条例第20条第3号に該当するとして，その一部を非開示とする決定を行っていたが，令和元年6月20日，非開示としていた部分の一部を開示するとともに，引き続き非開示を維持する部分については，同号ではなく同条第6号に該当するとした新たな一部開示決定処分を行っている。

- ④ これに対し，審査請求人は，上記の表に掲げるもの以外にも本件各個人情報

が記載された文書，映像及び録音データが存在するはずであるとして，その開示を求めるとともに，上記表に掲げる公文書のうち実施機関がその一部を非開示としたア，ウ，カ及びケの非開示部分の開示を求めているものと解されるので，以下，本件各個人情報の特定の妥当性及び当該非開示部分の条例第20条第6号該当性について検討する。

(2) 本件各個人情報の特定の妥当性について

① 当審議会が確認した実施機関の主張要旨は，以下のとおりである。

ア 実施機関が保有する本件対象文書として，再出力が可能な文書は全て特定した。

イ 審査請求人に対して行った処分がわかる文書として，他にも「国民健康保険料決定通知書」及び「督促状」があるが，審査請求人に送付後は，実施機関の手元に控えが残らない。

ウ その他，審査請求人が求める内容を記録した文書について，実施機関は保有していない。

エ 実施機関が保有する，審査請求人との会話を記録した録音データは全て開示している。また，審査請求人が来庁した日の窓口を録画した防犯カメラの映像は，自動上書きの方法により消去されている。

② 以上の実施機関の主張に不合理な点は認められず，審査請求人からは，この主張を覆すに足りる根拠は示されていないことから，実施機関による本件各個人情報の特定は，妥当である。

③ したがって，本件個人情報1及び本件個人情報2に関し，実施機関が行った非開示決定処分は妥当である。

(3) 非開示部分の条例第20条第6号該当性について

① 条例第20条第6号は，市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって，開示することにより，当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについて，非開示とする旨定めている。

② 「滞納管理カード（経過記録）」（上記(1)の表 ア及びケ）について

実施機関は，「滞納管理カード（経過記録）」に記載されている情報の全てが一旦公開されることになれば，今後の交渉及び滞納整理方針並びに処分の決定に関わる一連の流れが滞納者等に明白となるため，一部の滞納者が滞納処分を不当に免れるため財産の隠蔽や処分を行うことになり，国保料の徴収に係る事務に関し，市の機関による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当

な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあることを理由に、非開示としている。

当審議会において確認したところ、「滞納管理カード（経過記録）」は、納付義務者等である審査請求人の氏名、住所その他滞納整理業務の管理上必要となる基本的な情報並びに審査請求人との交渉内容、財産調査結果、発送した帳票の種類及び応対職員の所見等を日付ごとに記載した経過記録で構成されており、非開示部分のうち、国保料徴収方針や担当職員の心証等が記載されている部分については、開示することにより、滞納処分を不当に免れるため財産の隠蔽や処分が行われるなど、国保料の徴収に係る滞納整理を進めるうえで支障を及ぼすおそれを否定できないことから、条例第20条第6号に該当し、非開示とすることが妥当である。

ただし、次の部分については、開示することにより、国保料の徴収に係る滞納整理を進めるうえで支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、開示することが妥当である。

| |
|-----------------------------------|
| 本件個人情報1のうち開示することが妥当である部分 |
| 「滞納管理カード（経過記録）」のうち「最終収納額」欄下の「滞納額」 |

| |
|---|
| 本件個人情報3のうち開示することが妥当である部分 |
| 平成〇年〇月〇日付け「滞納管理カード（経過記録）」の「内容」欄のうち「主来所」から始まる一文の3行目17文字目から4行目28文字目まで |

③ 「収納及び滞納整理に係る財産等の調査について」（上記(1)の表ウ）について

当審議会において確認したところ、「収納及び滞納整理に係る財産等の調査について」は、実施機関が必要な調査・照会を行う場合に調査台帳により管理することを決定した決裁文書であって、その非開示部分には、国保料徴収に係る具体的な財産調査の方針及び手法等が記載されており、それらが明らかになれば②と同様に財産の隠蔽につながるおそれを否定できないことから、条例第20条第6号に該当し、非開示とすることが妥当である。

④ 「収納状況」及び「納付履歴」（上記(1)の表カ）について

当審議会において確認したところ、「収納状況」及び「納付履歴」は、システム画面のハードコピーであって、その非開示部分には、実施機関が財産等の調査を行った記録が記載されており、それらが明らかになれば②と同様に財産の隠蔽につながるおそれを否定できないことから、条例第20条第6号に該当し、非開示とすることが妥当である。

以上により、実施機関が本件個人情報について行った本件各処分について、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

5 審議の経過

| 年 月 日 | 審 議 の 経 過 |
|--------------------------|--------------------------------|
| 平成30年12月25日 | 審査庁から諮問（諮問第138号） |
| 平成31年 2月27日 | 実施機関から弁明意見書を受理（諮問第138号） |
| 平成31年 4月17日 | 審査庁から諮問（諮問第139号） |
| 令和元年 7月 4日 | 実施機関から弁明意見書を受理（諮問第139号） |
| 令和元年 5月10日 | 審査庁から諮問（諮問第140号） |
| 令和元年 8月 2日 | 実施機関から弁明意見書を受理（諮問第140号） |
| 令和元年 8月30日 | 審査請求人から反論意見書を受理（諮問第138号, 139号） |
| 令和元年12月11日（第210回審査請求部会） | 審議 |
| 令和 2年 1月31日（第211回審査請求部会） | 審議 |
| 平成 2年 2月28日（第212回審査請求部会） | 実施機関から意見聴取及び審議 |
| 平成 2年 3月30日（第213回審査請求部会） | 審議 |
| 令和 2年 6月17日（第214回審査請求部会） | 審議 |